

# 吹田民主商工会 いんぷお めくしよん

吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8190  
http://www.suita-minshou.com  
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

毎週木曜日の  
昼2時・夜7時  
なんでも相談会

## 倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会常務理事 西尾 栄一

### 「原判決を破棄、岡山地裁に差し戻す」 の判決に喜び広がる

1月12日、広島高裁岡山支部で禰屋裁判控訴審の判決が言い渡されました。全国から200名、大阪から数十名、吹田から岡崎会長代行、永田協同組合理事長、西尾の3名が参加しました。前回の公判(10月27日)で、立命館大学大学院の浅田和茂教授の意見書が採用されたこともあり、「今度こそいい判決がでるのではないか」と、期待をもって全国から支援者が集まってきました。



10時30分に開廷。長井秀典裁判長が「原判決を破棄する。本件を岡山地方裁判所に差し戻す。」と主文を読み上げました。私は、ノートの筆記を止め、思わず小さな声で「よし」と声を挙げ、音の出ない拍手をしました。周辺からも喜びの小さな声が聞こえました。その後、すぐに静寂となり、判決理由に聞き入りました。岡村弁護士が立ち上がって合図の紙を掲げると小原倉敷民商事務局長が傍聴席を飛び出し支援者へ報告。報告を聞いた永田さんはすぐに民商の事務所へ連絡。それを布施局長がFAXニュースにして役員に伝えたそうです。それを見た工藤会長から岡崎さんへ喜びのメールが寄せられました。全国で同じような喜びと共感が広がったものと思います。主文の後で理由が述べられました。裁判長の声は小さく聞き取るのが大変でした。思わず前傾で、姿勢を正し、必死で要旨を聞き取りました。

「**査察官報告書を鑑定書とし、事実認定に用いたのは違法」と断罪**」  
高裁判決は、「(一審判決は) 査察官報告書等が鑑定書面に当たると認めることができないのに、これらを鑑定書面として採用して取り調べ、事実認定に用いたのであるから、判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続きの法令違反がある。」と断じました。その理由として、①「査察官が税法の知識を踏まえて調査を行い、収集した資料を分析し必要な情報を抽出し、一定の判断を形成することは、通常の捜査活動と変わらない作業であって、これを鑑定と評価することはできない。」②「税法の知識及び会計帳簿に関する一般的な知識を超えて、鑑定と評価するに値する簿記会計に関する専門的な知識経験が必要であったか否かは判然としない。」③「(他の) 査察官が作成した報告書を

基に木嶋査察官が作成したもの」がある。「(それを) 公判廷で作成の真正等を証言しても・・・証拠能力を得ることはできない」として、査察官報告書は鑑定書とは言えないとしました。一審では、弁護士団が、査察官報告書を鑑定書に準ずる扱いをするのはおかしいと、何度も裁判官を説得していましたが聞き入れませんでした。その傲慢さを打ち砕く判決となりました。禰屋さんと弁護士団、支援者の声が裁判所へようやく届きました。同時に、「この判決が日本の裁判制度を救った」とも思いました。一審判決が判例として確定することは、日本の裁判の恥であり、日本の裁判制度の死を意味するくらいの重大事態でした。逮捕した警察官が鑑定人になったり、税金裁判では調査した税務署員が鑑定人になったりということが、この裁判を機に認められることになるからです。権力に歯向かうものは、この手法ですべて逮捕され、起訴された段階で有罪が確定するようになるのです。それは暗黒社会の道です。かろうじて、日本の裁判は、この判決によって面目を保ったことになるのではないのでしょうか。もし、検察側が最高裁へ上告するとなら、自らの存在を自ら否定し、日本の裁判制度そのものを壊しにかかっているとしか思えません。検察は上告をするべきではありません。

### 全国の運動の高揚と

浅田和茂教授の意見書採用が威力発揮  
高裁判決は、差し戻し後の一審における審理の在り方についても意見を付言しました。①「適切な争点整理が行われるべき」であること、「検察官は真に立証すべき事実は何であるかということを吟味してその主張を明らかにすべきである」こと ②証拠調べが必要な原資料は、(申告書に記載された所得額と真実の所得額との) 食い違いを示す資料を抽出して整理・明示し、「査察官等の証人尋問により同書面の意味を説明するなど分かりやすい立証の方法を工夫するべきである」こと。そのうえで、重ねて、「検察官が主張を明らかにして立証の対象を明確にし、その点に絞った分かりやすく簡潔な立証活動を行うことが望まれる。」と結びました。つまり、禰屋さんに有罪を言い渡した岡山地裁の審理の在り方に、重大な問題があったと高裁が認めたのです。

立命館大学大学院の浅田和茂教授の意見書でも、「査察官報告書のような膨大な資料を基に作成された書面を刑事事件の証拠として使用する場合、検察官としては、弁護士と協議して、同意が得られる部分と得られない部分を区分けし、後者については直接報告書を作成した者



お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と市民と!

(裏面に続く)